

～ 白川村ふるさと寄付の流れ ～

①ふるさと寄付申込書のダウンロード

(お電話でも、申込用紙を郵送又はFAXでお取り寄せできます。)

必要事項をご記入願います。

- ・ご住所 ・お名前 ・連絡先電話番号
- ・寄付いただける金額
- ・希望される払込の方法(選択)
- ・寄付金の活用を希望する白川村の取り組み(指定事業を選択)
- ・その他希望事項(寄付者名の公表の可否、メッセージ等)



②ふるさと寄付申込書の送付

電子メール(ファイル添付)、ファクシミリ、郵便のいずれかの申込書を送付願います。



③白川村から払い込みのご案内

申込書の受領後、白川村から寄付金専用納付書(払込取扱票)をお送りします。

※ 申込書を送ってから1週間以上経過しても、払込用紙が届かないときは、恐れ入りますが下記の担当までお問い合わせ下さい。



④寄付金をお振り込み下さい

専用納付書(払込取扱票)で、ゆうちょ銀行(郵便局)から寄付金をお振り込み下さい。

手数料はかかりません

【ゆうちょ銀行以外の金融機関からの振込みをご希望の場合】

申込書の受領後、白川村から口座番号等を連絡しますので、連絡後にお振り込み下さい。

手数料については、まことに恐縮ですが、寄付される方がご負担くださるようお願いいたします。

【現金書留での払込み】

申込書の受領後、白川村から確認の連絡をしますので、確認連絡の後に郵送してください。

郵送料については、誠に恐縮ですが、寄付される方がご負担くださるようお願いいたします。



⑤受領書(寄付金受領証明書)の受け取り

白川村から、寄付金を受領した旨の説明書をご住所にお送りします。

※ 証明書は所得税の確定申告又は住民税の申告に必要ですので、大切に保管して下さい。



⑥確定申告(申告書の提出)

3月15日までに最寄りの税務署に確定申告します。

(確定申告が不要な方は住所地の市区町村に住民税の申告をします。)



⑦税額の減額

寄付金額に応じて、税額が減額されます。

ア. 所得税の還付(または所得税の減額)

イ. 住民税の税額控除(控除後の税額で翌年度の住民税が課税されます。)

ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

白川村 観光振興課 産業振興係

TEL: 05769-6-1311 FAX: 05769-6-2016

kankou-sangyoushinkou@vill.shirakawa.lg.jp